

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区松江4丁目24-10

氏名 株式会社 春江

代表取締役 板橋 正幸

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

平成24年3月1日

江戸川区長 多田 正見

記



- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ<厨芥、食品残渣> |
| 2 | 処分(最終処分を除く。)
最終処分の区別 | 処分(最終処分を除く。) |
| 3 | 処分の方法 | 破碎 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 | 破碎施設 1基 4.72 t/日
江戸川区松江4-24-10 |
| 5 | 処分先 | 区長の指定する処理施設
農事組合法人農業資源活用生産組合 高田プラント |
| 6 | 許可期間 | 平成24年3月1日 から
平成26年2月28日 まで |
| 7 | 許可の条件 | 作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。 |

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、江戸川区長に対して、異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。